

愛されるふるさと なとり
～共に創る 未来へつなぐ～



名取市
City of Natori

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月11日
名取市総務部税務課

固定資産税・都市計画税の過徴収について

所有者の死亡後も相続の登記をおこなっていない土地や家屋の固定資産税、都市計画税について、誤った処理をしていたことが判明しました。

死亡後も相続の登記がなされていない資産は、本来未相続分として、相続人本人分とは別に課税すべきところ、誤って合算して課税していたものです。

令和3年度分の過徴収見込みは約30人、税額にして約5万円。1人当たりの過徴収額は300円から5,400円。今後、平成29年度分までさかのぼって調査し、対象者に対し税額更正通知書を送付し、還付します。

山田司郎 名取市長 コメント

このたびは、税務行政の信頼を損ないご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は業務のチェック体制の強化を図るなど、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】

名取市総務部税務課 安倍 卓（内線160）

TEL：022-384-2111 FAX：022-384-2192

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。